

指 第 2 4 0 4 号

令和 7 年 2 月 1 8 日

各指定訪問介護事業所・訪問型サービス事業所 管理者 様

倉敷市長 伊 東 香 織

指定訪問介護事業所における同一敷地内建物等に居住する利用者に係る減算について（通知）

指定訪問介護事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は減算を適用することとされていますが、令和 6 年度介護報酬改定により減算区分が見直されました。

つきましては、令和 6 年度後期分について、算定の結果、指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 90%を超えた場合は、正当な理由の有無にかかわらず、次のとおり必要書類を提出してください。

記

1 提出対象事業所

判定期間内に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定訪問介護事業所における 1 月当たり利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。以下同じ。）に提供されたものの占める割合が 90%を超えた事業所

2 判定方法

全ての訪問介護事業所において上記の対象事業所に該当するか、「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙 10）」を使用して確認してください。なお、計算については、指定訪問介護と訪問型サービス（総合事業）でそれぞれ行う必要があります。訪問型サービス（総合事業）の判定の場合は、「指定訪問介護」を「訪問型サービス（総合事業）」と読み替えて計算してください。

判定を行うための具体的な計算式は、以下のとおりです。

(当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数(利用実人員)) ÷ (当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者数(利用実人員))

3 提出書類

- ・ 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)

※ 訪問介護、総合事業のそれぞれで計算書を作成する必要があります。そのため、両サービスで90%を超えた場合は、計算書を2枚提出する必要があります。

※ 提出する計算書が、訪問介護及び総合事業のいずれのサービスか判断できるよう、タイトルに○を付けるなど、区別したうえで提出してください。

4 判定期間・減算対象期間

	判定期間	減算対象期間
前期	4月1日～9月30日	11月1日～3月31日
後期	10月1日～2月末日	4月1日～9月30日

※令和7年度以降

	判定期間	減算対象期間
前期	3月1日～8月31日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	4月1日～9月30日

5 提出期限・提出先

令和7年3月15日(土) 必着

※倉敷市指導監査課宛てにメール又は郵送にて提出してください。

6 正当な理由

判定した割合が90%以上である場合に、90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合は、当該理由を「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書(別紙10)」の④に入力し、提出してください。なお、倉敷市が当該理由を不相当と判断した場合は減算を適用するものとします。

正当な理由として考えられる理由の例示は以下のとおりです。

- ① 特別地域訪問介護加算を受けている事業所
- ② 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下である場合など事業所が小規模で

ある場合

③ その他正当な理由と倉敷市長が認めた場合

7 その他

- ・ 計算の結果は、各事業所において5年間保管する必要があります。
- ・ 前回期間に減算となった事業所

〒710-8565 倉敷市西中新田 640

倉敷市指導監査課

[TEL:086-426-3297](tel:086-426-3297) FAX:086-426-3921

[Mail:audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp)